

目 次

第1章 災害予防計画.....	1
第1節 危険物等関係施設の安全性の確保.....	1
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え.....	3
第2章 災害応急対策計画.....	5
第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保.....	5
第2節 災害の拡大防止活動.....	6
第3節 関係者への情報伝達活動.....	8

第1章 災害予防計画

第1 基本方針

危険物等の漏洩・流出・火災、爆発による大規模な事故が発生した場合、危険物等施設関係者（所有者、管理者、占有者等）及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあるとともに、これらの危険物は広い用途に利用され、取扱い施設も多く、一般市民生活に密着していることから災害が発生すればその被害は想像するより極めて大きくなる危険性がある。このことから危険物施設の安全性の向上や災害応急体制の整備を図り、危険物等による災害を未然に防止する。

第1節 危険物等関係施設の安全性の確保

第1 基本方針

危険物等関係施設における災害の発生を未然に防止するため、法令で定める技術基準の遵守、自主保安体制の強化、保安管理者及び危険物等に関する知識の向上等により安全性の確保を図る。また、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

第2 主な取り組み

危険物等関係施設における安全性の確保を図る。
（危険物施設、放射性物質使用施設）

第3 計画の内容

1 危険物等関係施設の安全性の確保

（1）基本方針

〔危険物関係〕

市内の消防法に定める危険物施設は、貯蔵所・取扱所がある。これらの施設は消防法に基づく許可・検査を受けて、位置・構造・設備の技術上の基準に適合するよう設置されている。

また、危険物の貯蔵及び取扱いについては、取扱者制度及び技術上の基準が定められており、物的・人的両面からの規制が行われている。

危険物による災害の発生を防止するためには、法令の遵守及び立入検査の実施により、施設・設備の安全性の確保を図るとともに、自衛消防組織の設置、定期点検・自主点検の実施及び保安教育の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

（2）実施計画

〔危険物関係〕

ア 上田地域広域連合消防本部の実実施計画（東御消防署）

（ア）規制及び指導の強化

- a 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、事故の発生防止に十分考慮した位置、構造及び設備とするよう設置者（申請者）に対する指導を強化する。
- b 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、施設の安全確保について再点検を求めるほか必要に応じて改修・改造及び移転等の指導、助言を行い安全性の向上を図る。
- c 立入検査については、次に掲げる事項を重点的に随時実施する。

（a）危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

（b）危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況

（イ）自衛消防組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導す

る。

イ 関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画

（ア）危険物施設の定期点検・自主点検を実施し、施設の安全管理に努めるものとする。

（イ）危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等は 研
修会等へ積極的に参加して保安管理技術の向上に努めるものとする。

（ウ）緊急時における消防機関との連携等総合的な防災体制を整えるため、自衛消防組織等の
自主的な自衛体制を整備するものとする。

第２節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第１ 基本方針

危険物等関係施設における災害発生時の被害を最小限に抑えるためには、迅速かつ円滑に災害応急対策及び災害復旧を実施する必要があるが、そのために平常時から防災関係機関相互の連携及び応急対策用資機材の備蓄等の災害応急体制を整備することが必要である。

第２ 主な取り組み

- １ 危険物等関係施設における災害応急体制の整備を図る。
- ２ 危険物等大量流出時における応急対策用資機材の整備を図る。

第３ 計画の内容

１ 危険物等関係施設における災害応急体制の整備

(１) 基本方針

危険物等関係施設における災害発生時の対応は、それぞれの関係法令において緊急措置の実施及び関係機関への通報等が定められているが、災害の拡大を防止するため関係機関の連携強化等保安体制の整備を一層推進する必要がある。

(２) 実施計画

〔危険物関係〕

ア 市の実施計画（総務課・生活環境課・東御消防署）

（ア）消火資機材の整備促進

市は、多様化する危険物に対する化学消火薬剤等の備蓄及び資機材の整備を図る。

（イ）相互応援体制の整備

油脂火災に使用する化学消火薬剤は経済性、保管場所、火災頻度から見て常時大量に備蓄することは困難なため、近隣消防機関、危険物取扱事業所等とあらかじめ相互応援に関する協議を行っておく。

（ウ）警察との連携

消防法で定める危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨を通知して連携を図る。

（エ）立入検査の実施

随時立入検査を実施して、維持管理状況、貯蔵、取扱い、移送運搬及び予防規程作成等の指導を行う。

イ 関係機関（危険物取扱事業所）の実実施計画

近隣危険物取扱事業所との相互応援に関する協定を締結する等、関係機関との連携を強化するものとする。

２ 危険物等の大量流出時における防除体制の整備

(１) 基本方針

危険物等の河川等への大量流出時に備えて、防除資機材の整備等が行われているが、迅速かつ円滑な防除活動を実施するため活動体制の整備を一層推進する必要がある。

(２) 実施計画

ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実実施計画（生活環境課・東御消防署）

（ア）危険物施設の管理者に対し、危険物の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄促進について指導する。

（イ）消防法で定める危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨を通報して連携を図る。

イ 関係機関が実施する計画（河川管理者、水道事業者、危険物等施設管理者）

- (ア) 危険物等の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄を図るものとする。
- (イ) 関係機関が相互に協力して対策を実施できるよう、緊急時の連絡体制を構築するものとする。
- (ウ) 給水車、給水タンク及び水道事業者相互の水道連結管の整備促進を図るとともに、他の事業体等との相互応援体制を整備するものとする。

第2章 災害応急対策計画

第1 基本方針

本章では、危険物等による災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き危険物等災害に特有のものについて定める。

また、道路におけるタンクローリー等の横転事故に対する対応についても、別に定める交通規制等の活動を除いて、本章の各節に定めるところによる。

第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 基本方針

危険物等による大規模な事故が発生した場合、被害状況及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であるため、関係機関は効果的な通信手段、機材を用いて情報の収集・連絡を迅速に行うことが必要である。

第2 主な活動

効果的な応急対策を実施するため、災害情報の収集・連絡を迅速に行う。

第3 災害情報の収集・連絡活動

(1) 基本方針

危険物等による大規模な事故が発生した場合、効果的に応急対策を実施するため情報の収集・連絡を迅速に行う。

(2) 実施計画

ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施対策（総務課・企画振興課・生活環境課・東御消防署）

人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集して概括的情報を含め、県に連絡する。

(ア) 事故が発生したときは、初動措置から細心の注意を払い危険物の性状等を確認して人命の安全を第一とした防御体制をとる。

(イ) 事業所等の関係者から速やかに状況を聴取して適応する資機材を使用して火災警戒区域又は消防警戒区域を設定するとともに付近住民に広報する。

(ウ) 警察官に対して事故現場付近の交通規制を要請する。

必要に応じて、住民に対して避難指示及び誘導を行う。

(エ) 事故車両は、できる限り安全な場所に移すこととするが災害拡大のおそれがある場合は禁止する。

(オ) 高圧ガス事業所又は危険物製造所等の専門技術者と対応を協議する。

(カ) 漏洩防止装置は緊急を要するため、速やかに漏洩部を確認して対策を講ずる。

イ 事業者が実施する対策

危険物等による大規模な事故が発生した場合、それぞれの危険物に応じて県の関係部局、警察署、消防署等に連絡する。

第２節 災害の拡大防止活動

第１ 基本方針

危険物等施設に災害が発生した場合、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあつては的確な応急点検及び応急措置等を速やかに実施して災害の拡大防止を図る。

また、関係機関においても相互に協力して迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害拡大防止及び被害の軽減を図る。

第２ 主な活動

危険物等災害時の被害拡大防止のため、危険物等の種類に応じた応急対策を実施する。

第３ 活動の内容

１ 危険物等施設における災害拡大防止応急対策

(１) 基本方針

〔危険物関係〕

危険物等施設の災害時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災発生等被害の拡大防止のため応急対策を実施して当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

(２) 実施計画

〔危険物関係〕

ア 上田地域広域連合消防本部の実施対策（東御消防署）

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、市の区域における危険物施設の管理者等に対し製造所等の一時停止等を命ずる。

(イ) 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生した場合における連絡体制を確立する。

(ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう事項に掲げる項目について指導する。

イ 関係機関が実施する対策

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には操業の停止又は制限をするものとする。

(イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため緊急点検を実施するとともに施設周辺の状況把握にも努めるものとする。

(ウ) 危険物施設における災害拡大防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じるものとする。

(エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生した時は自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。

(オ) 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。

(カ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携して広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のため措置を行うものとする。

第3節 関係者への情報伝達活動

第1 基本方針

被災家族からの問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により対応する。

第2 主な活動

被災家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第3 活動の内容

1 被災家族等に対する的確な情報伝達活動

(1) 基本方針

被災家族等のニーズを十分把握して災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かく、正確に提供する。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（企画振興課）

危険物事故災害の状況、安否状況、医療機関などの状況を把握して家族等に役立つ正確、かつきめ細かな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、インターネットポータル会社等の協力を得ながら、(株)上田ケーブルビジョン、緊急情報等メール配信・(株)エフエムとうみ等を利用して随時情報の更新を行う。